

令和8年度

山王海葛丸農業水利事業

山王海ダム取水トンネル等実施設計業務

特別仕様書

東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

第1章 総則

(適用範囲)

第1-1条

山王海葛丸農業水利事業山王海ダム取水トンネル等実施設計業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

また、機能診断調査についても、共通仕様書によるものとする。

(目的)

第1-2条

本業務は、山王海葛丸農業水利事業の工事実施に利用するため、山王海ダム取水トンネル等の実施設計を行うものである。

(場所)

第1-3条

本業務において対象とする、山王海ダム取水トンネル等は、岩手県紫波郡紫波町土館地内他にある施設であり、別紙-1「位置図」に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1-4条

作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

(低入札価格契約における第三者照査)

第1-5条

1 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合においては、受注者は「業務請負契約書第11条（照査技術者）」及び「共通仕様書第1-7条（照査技術者及び照査の実施）」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査（以下「第三者照査」という。）を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

(1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していな

いこと。

- (2) 東北農政局における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、「測量・建設コンサルタント等業務」の申請を行い受理されている者で、落札決定時において「A等級」で「建設コンサルタント」の参加資格の認定がなされている者であること。
- (3) 東北農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第1－30条（守秘義務）を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。

なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある

イ 人的関係

- (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格

第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。

- (1) 照査技術者と同等の同種または類似業務実績を有する者
- (2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者

4 照査技術者の通知

受注者は、自ら行う照査のほかに、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。

5 照査計画

受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。

また、照査結果及び照査状況については、その都度監督職員に報告しなければならない。

6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い

特別仕様書第5－1条（業務打合せ）に示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。

7 第三者照査の照査技術者のAGRIS登録

共通仕様書第1～12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。

8 契約不適合責任

引き渡された成果物が種類または品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修補または代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

（履行確実性評価の達成状況の確認）

第1～6条

本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。

その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。

なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評価に厳格に反映させるものとする。

- （1）審査項目 a）～ c）において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合
- （2）審査項目 d）において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合
- （3）その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合
- （4）業務成果品のミス、不備 等

（一般事項）

第1～7条

業務請負契約書、共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- （1）作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。

(2) 受注者は、常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(3) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員の承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後に行うものとする。

また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。

(管理技術者)

第1－8条

1 管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は、次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木
		農業－農業農村工学
		建設－トンネル又は鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木
		農業農村工学
建設	トンネル又は鋼構造及びコンクリート	
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
	トンネル	
	鋼構造及びコンクリート	

農業土木技術管理士、技術士（農業－農業土木）、技術士（農業－農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、開水路、管水路、トンネルのいずれかを含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

2 調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐しなければならない。

この場合、管理技術者は、監督職員と事前打ち合わせの上で、屋外作業期間中、毎

日、東北農政局山王海葛丸農業水利事業所に出向き、監督職員が保管する「屋外作業常駐記録簿」に署名し、作業内容を記録するものとする。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告するものとする。

(照査技術者)

第1-9条

- 1 照査技術者は、共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は、次のとおりである。

資格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業-農業土木
		農業-農業農村工学
		建設-トンネル又は鋼構造及びコンクリート
	農業	農業土木
		農業農村工学
	建設	トンネル又は鋼構造及びコンクリート
博士	農学	
シビルコンサルティングマネージャー	農業土木	
	トンネル	
	鋼構造及びコンクリート	

農業土木技術管理士、技術士（農業-農業土木）、技術士（農業-農業農村工学）及びシビルコンサルティングマネージャー（農業土木）については、開水路、管水路、トンネルのいずれかを含む施設の設計の実務経験を有することを記載した経歴書を監督職員に提出するものとする。

- 2 共通仕様書第1-7条第4項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりとする。

- (1) 業務計画作成時
- (2) 基本条件の設定時
- (3) 細部条件及び構造検討項目の決定時
- (4) 設計計算書、設計図、数量計算書等の作成時
- (5) その他、照査計画作成時において監督職員が指示した場合

3 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書（案）」（以下「照査手引書」という。）に基づき実施する。

また、「照査手引書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1－7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

4 本業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

（担当技術者）

第1－10条

担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

（配置技術者の確認）

第1－11条

共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

（1）受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

（2）農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

（保険加入）

第1－12条

受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。

また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

（適用する図書）

第2－1条

設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計 水路トンネル（平成26年7月）」を優先して適用する。

他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

なお、本業務の基本的事項に関しては、次に示す図書によるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説、技術書 設計「ダム」	(公社)農業農村工学会	平成15年4月
2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」	(公社)農業農村工学会	平成26年3月
3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」	(公社)農業農村工学会	令和3年3月
4	鋼構造物設計技術指針(水門扉編)	(一社)農業土木事業協会	平成21年11月
5	農業水利施設の機能保全の手引き	(一社)農業土木事業協会	平成27年5月
6	農業水利施設の機能保全の手引き「パイプライン」	農林水産省農村振興局	平成28年8月
7	農業水利施設の機能保全の手引き「開水路」	農林水産省農村振興局	平成28年8月
8	農業水利施設の機能保全の手引き「水路トンネル」	農林水産省農村振興局	平成28年8月
9	農業水利施設長寿命化のための手引き(案)	農林水産省農村振興局	平成27年11月
10	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル(案)【開水路補修編】	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成27年4月
11	農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル(パイプライン編)(案)	農林水産省農村振興局整備部設計課施工企画調整室	平成29年4月

(設計条件等)

第2-2条

設計作業における設計条件等は、次のとおりとする。

(1) 設計基本条件

ア 最大通数量

取水トンネル 3.366m³/s

導水トンネル 4.557m³/s

イ 施設の諸元

施設の諸元は、別紙ー２「対象施設一覧」に示すとおりとする。

(2) 更新・補修計画

更新・補修計画は、第２ー５条（貸与資料等）に示す過年度業務報告書の健全度評価及び長寿命化計画を参考とするものとする。

なお、過年度業務において不足している機能診断調査及び健全度評価について本業務において実施するものとする。

(作業条件)

第２ー３条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法について監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任において処理しなければならない。
- (3) 現地調査は、詳細について監督職員と打合せた後に実施するものとする。
なお、調査時期等については、施設管理者と調整するものとする。
- (4) 現地作業において、仮設工が必要となった場合には、監督職員と協議するものとする。
- (5) 対象施設の詳細調査等について、作業上支障となる状態が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。
- (6) 屋外での作業実施に際しては、共通仕様書第１ー31条により安全確保に努めなければならない。

(参考図書)

第２ー４条

本業務の参考とする図書は、共通仕様書第２ー１条によるほか次表によるものとする。

番号	名称	発行所	制定(改訂)年月
1	コンクリートのひび割れ調査、補修・補強指針2022	(公社)日本コンクリート工学会	令和4年6月
2	水門鉄管技術基準	(一社)電力土木技術協会	令和4年11月
3	水門樋門ゲート設計要領(案)	(一社)ダム・堰施設技術協会	平成13年12月

4	ゲート用開閉装置（機械式） 設計要領（案）	（一社）ダム・堰施設 技術協会	平成12年8月
5	鋼構造物計画設計技術指針（水 門扉編）	（一社）農業土木事業 協会	平成21年3月

（貸与資料等）

第2-5条

貸与資料等は、次のとおりである。

分類	貸与資料	数量
関係図書	国営山王海葛丸土地改良事業計画書	1式
	計画用水系統模式図	1式
	施設の長寿命化に配慮した更新整備計画（山王海葛丸地区）	1式
	山王海土地改良区設立70周年事業回顧録	1式
	事業成績書 県営用排水改良事業山王海地区 S41～51	1式
	事業誌 国営山王海土地改良事業の歩み 山王海・葛丸の水 H14.3	1式
	出来形図 国営山王海農業水利事業 S53～H3 山王海ダム（取水トンネル）、葛丸上流頭首工	1式
成果品	平成19年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 須川・藤沢・山王海地区機能診断調査業務 報告書	1式
	平成25年度 国営造成水利施設保全対策指導事業 山王海地区機能診断その他業務 報告書	1式
	平成27年度 地域整備方向検討調査 山王海三期地区 施設機能調査業務 報告書	1式
	H29年度 地域整備方向検討調査 山王海三期地区南幹線用水路他機能診断調査業務 報告書	1式
	令和3年度 国営土地改良事業地区調査 山王海三期地区事業構想検討その他業務 報告書	1式
その他	その他監督職員が必要と認める資料	1式

また、上記以外に必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(参考資料及び貸与資料の取扱い)

第2-6条

第2-4条(参考図書)、第2-5条(貸与資料等)に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料等の記載事項に相互に矛盾がある場合、または解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。
- (3) 貸与資料等は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-7条

本業務に関連する他業務は、次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

業務名(仮名)	業務実施期間(予定)
山王海ダム取水設備等実施設計業務	R 8. 5～R10. 2
葛丸上流頭首工実施設計(その2)業務	R 8. 5～R 9. 2
山王海葛丸地区現場技術業務	R 8. 4～R 9. 3

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目は、次の作業項目表のとおりである。

なお、詳細は別紙-3「作業項目内訳表」に示すものとする。

(1) 調査業務

ア 土木及び建築 1式

作業項目	数量	備考
1 現地踏査(診断)	1式	取水トンネル、導水トンネル
2 近接目視調査(診断)	1式	取水トンネル、導水トンネル

3	機能診断調査（水路【トンネル】）	1式	取水トンネル、導水トンネル
4	機能診断調査（放流設備操作室）	1式	取水トンネルー放流設備操作室

※備考記載内容は別紙ー2「対象施設一覧」に示すとおりとする。

イ 機械設備等 1式

	作業項目	数量	備考
1	現地踏査（事前調査）（診断）	1式	取水トンネルー流量調節装置等
2	概略診断 概略診断調査（診断）	1式	取水トンネルー流量調節装置等

※備考記載内容は別紙ー2「対象施設一覧」に示すとおりとする。

(2) 設計業務

ア 土木及び建築 1式

	作業項目	数量	備考
1	業務準備（診断）	1式	取水トンネル、導水トンネル
2	資料調査（診断）	1式	取水トンネル、導水トンネル
3	問診調査（診断）	1式	取水トンネル、導水トンネル
4	健全度評価（診断）	1式	取水トンネル、導水トンネル
5	農業水利ストック情報データの入力 及び登録	1式	取水トンネル、導水トンネル
6	設計計画	1式	取水トンネル、導水トンネル
7	図面作成	1式	取水トンネル、導水トンネル
8	数量計算	1式	取水トンネル、導水トンネル
9	施工計画	1式	取水トンネル、導水トンネル
10	特別仕様書作成	1式	取水トンネル、導水トンネル
11	積算参考資料作成	1式	取水トンネル、導水トンネル
12	総合検討	1式	取水トンネル、導水トンネル
13	照査	1式	取水トンネル、導水トンネル
14	点検取りまとめ	1式	取水トンネル、導水トンネル

イ 機械設備等 1式

	作業項目	数量	備考
1	事前調査（診断）	1式	取水トンネルー流量調節装置等
2	現地調査（設計）	1式	取水トンネルー流量調節装置等

3	概略診断 機能診断評価（診断）（健全度評価）	1式	取水トンネルー流量調節装置等
4	農業水利ストック情報データの入力及び登録	1式	取水トンネルー流量調節装置等

（調査作業の留意点）

第3－2条

調査作業の実施にあたって特に留意する点は、次のとおりとする。

- （1）現地調査において著しく機能が低下している設備を発見した場合は、遅滞なく監督職員へ報告するものとする。
- （2）現地調査等施設の状況確認においては、できる限り施設管理者の同行により意見・助言を受けて実施するものとする。
- （3）対策内容の検討にあたっては、当該設備が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- （4）電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
- （5）第2－4条（参考図書）、第2－5条（貸与資料等）及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- （6）現地調査等の実施にあたっては、監督職員及び施設管理者等との連絡調整を密に行い、安全かつ効率的に実施できるように配慮しなければならない。
- （7）機能診断に伴い必要とされる消耗的部品等が発生した場合は監督職員と協議するものとする。
- （8）対象施設、関連施設及び設備が機能診断を完了している場合は、同成果の内容を確認するとともに、十分に活用し効率的な作業を行うものとする。
- （9）排水作業
調査の支障となる施設内の水については、本業務において排水することで考えている。

（設計作業の留意点）

第3－3条

設計作業の実施にあたって特に留意する点は、次のとおりとする。

- (1) 設計にあたっては、造成される施設が必要な機能及び安全で所要の耐久性を有するとともに、維持管理、施工性及び経済性について考慮しなければならない。
- (2) 施工上特に注意する点を特記する必要がある場合には、設計図面に記入するものとする。
- (3) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、とりまとめるものとする。

なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定にあたっては、農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）及び新技術情報システム（NETIS）等を積極的に活用しなければならない。

ア 農業農村整備民間技術情報データベース（NNTD）については、

<https://www.nn-techinfo.jp>を参照。

イ 新技術情報システム（NETIS）については、

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。

- (4) 数量計算にあたっては、「工事工種の体系化」、土地改良工事数量算出要領（案）（土木工事）及び土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）に基づき作成するものとし、それ以外については監督職員と協議するものとする。

ア 「工事工種の体系化」については、

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。

イ 「土地改良工事数量算出要領（案）（土木工事）及び土地改良工事数量算出要領（案）（施設機械工事）」については、

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/>を参照。

- (5) 施工計画に影響する用地買収範囲及び借地関係の資料は受注者が入手することで考えている。

なお、これについて十分認識のうえ作業を行うものとする。

- (6) 対策内容の検討にあたっては、既存施設の構造や配置、施設管理者の管理体制等を考慮しながら総合的に検討し、設計しなければならない。

（業務の成果品質確保対策）

第3－4条

契約後業務着手時並びに最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」（農水省WEBサイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 業務確認会議

業務着手時に管理技術者、担当技術者並びに事業所長、担当課長、主任監督員（主催）、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。

ア 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。

なお、確認事項については変更する場合がある。

確認事項
作業条件・前提条件
業務計画の妥当性
スケジュール
設計変更内容
その他（事業間連携、資材選定チェック、環境対策等の促進）

イ 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。

なお、開催時期の変更、開催回数追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。

(2) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

(3) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省WEBサイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。

なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。

(4) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。

(5) 設計業務審査のためのチェックリストの作成

業務の中間段階において、設計条件等の確認及び中間成果の情報共有を図るた

め、農村振興局整備部設計課作成の「設計業務管理の手引書」（農林水産省 HP 掲載）の当該工種にかかる設計審査のためのチェックリスト、その他監督職員から指示のあった様式を作成し、情報共有システムを活用して中間成果物とともに監督職員に提出しなければならない。

ア 設計業務管理の手引書

「設計業務管理の手引書」は下記リンクを参照。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/seikahin/s_kanri_tebiki/index.html

（業務写真における黒板情報の電子化）

第3－5条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、下記の（１）～（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」

（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信頼性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。

イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い

ア 受注者は、（１）の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。

イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。

なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。

ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL

(https://dcpadv.jcomsia.org/photofinder/pac_auth.php) のチェックシステム(信憑性チェックツール) またはチェックシステム(信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4-1条

共通仕様書第1-10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

回数	打合せ	目的
第1回	初回打合せ	現場条件等の確認、貸与資料の貸与
第2回	中間打合せ	業務確認会議
第3回	中間打合せ	基本事項選定段階
第4回	中間打合せ	設計内容選定段階
第5回	最終打合せ	報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条

1 成果物

成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

成果物	数量
成果物の電子媒体（CD-R 若しくは DVD-R）	正副 2部
成果物の電子媒体（個人情報等の不開示情報版） （CD-R 若しくは DVD-R）	1部
成果物の出力（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	1部

2 開示用成果物の作成

成果物に含まれる個人情報等の不開示情報について、その該当箇所を黒塗り等にする措置を行った電子媒体（個人情報等の不開示情報版）を作成するものとする。

個人情報等の不開示情報版は成果物の電子媒体について上記1に示す部数を提出するものとする。

なお、個人情報等の不開示情報版の成果物の出力は不要とする。

(成果物の提出先)

第5－2条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

岩手県紫波郡紫波町桜町字才土地70－3
東北農政局山王海葛丸農業水利事業所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6－1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-2条に示す「設計条件等」に変更が生じた場合
- (2) 第2-3条に示す「作業条件」に変更が生じた場合
- (3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (4) 第3-2条に示す「調査作業の留意点」に変更が生じた場合
- (5) 第3-3条に示す「設計作業の留意点」に変更が生じた場合
- (6) 第3-4条に示す「業務の成果品質確保対策」に変更が生じた場合
- (7) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (8) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (9) 履行期間の変更が生じた場合
- (10) 関係機関等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合
- (11) 現地作業において仮設工が必要となった場合
- (12) 本業務の遂行に伴い、新たな作業が必要となった場合
- (13) その他

第7章 その他

(業務スライドの試行)

第7-1条

- 1 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)に基づく試行業務である。
- 2 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- 3 発注者又は受注者は、2の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- 4 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 5 2の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激

なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、2～5の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。

7 6の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 4及び7の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が2、6の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

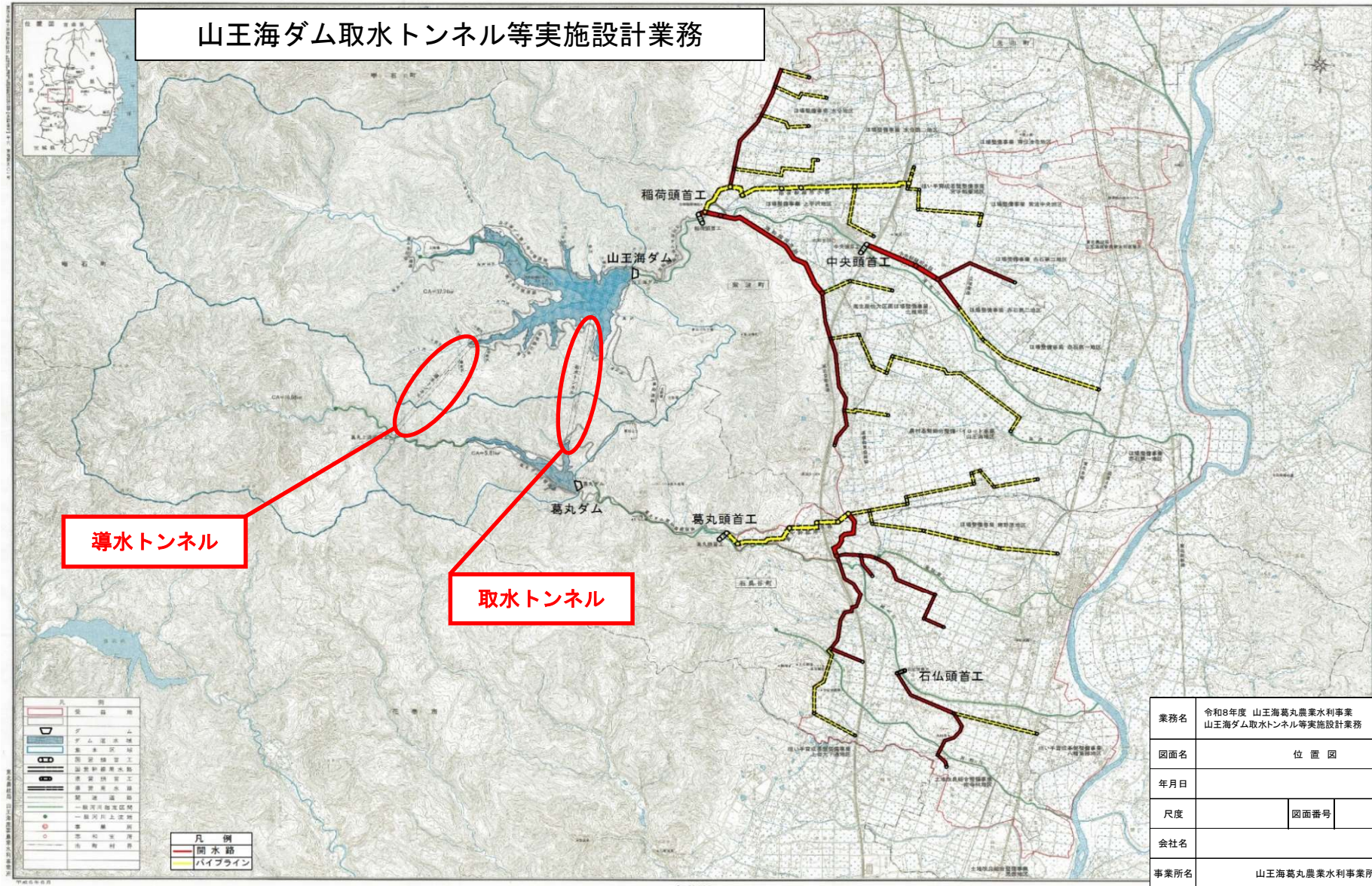
9 業務スライドの試行に係る運用については、1に記載の通知に基づくものとする。

(定めなき事項)

第7-2条

この特別仕様書に定めなき事項または本業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙ー1 位置図



業務名	令和8年度 山王海葛丸農業水利事業 山王海ダム取水トンネル等実施設計業務		
図面名	位置図		
年月日			
尺度	図面番号	1	
会社名			
事業所名	山王海葛丸農業水利事業所		

別紙－3 作業項目内訳表

1 調査業務

(1) 土木及び建築（山王海ダムー取水トンネル）

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 現地踏査（診断）	事前調査（過年度実施業務等）で得られた情報を参考に遠隔目視により変状の有無や変状個所の特定を行い、踏査結果を整理する。	○
2 近接目視調査（診断）	現地調査により決定した調査地点において、目視及び簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ、欠損、変形等計測、周辺観察等を含む）するとともにスケッチを作成する。	○
3 機能診断調査（水路【トンネル】）	トンネル施設の施設状態評価表に基づく以下の項目について調査を実施する。 ひび割れ ひび割れ以外 圧縮強度 中性化 変形・歪み 欠損・損傷 不同沈下 地盤変形 目地の変状	○
4 機能診断調査（放流設備操作室）	ポンプ場の施設状態評価表に基づく以下の項目について調査を実施する。 建屋 外壁内壁屋根 付帯施設	○

(2) 土木（葛丸上流頭首工ー導水トンネル）

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 現地踏査（診断）	事前調査（過年度実施業務等）で得られた情報を参考に遠隔目視により変状の有無や変状個所の特定を行い、踏査結果を整理する。	○
2 近接目視調査（診断）	現地調査により決定した調査地点において、目視及び簡易な器具による計測等の調査を行い、変状等を定量的に把握（ひび割れ、欠損、変形等計測、周辺観察等を含む）するとともにスケッチを作成する。	○
3 機能診断調査（水路【トンネル】）	トンネル施設の施設状態評価表に基づく以下の項目について調査を実施する。 ひび割れ ひび割れ以外 圧縮強度 中性化 変形・歪み 欠損・損傷 不同沈下 地盤変形 目地の変状	○

(3) 機械設備等 (山王海ダムー取水トンネル (流量調節装置等))

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 現地踏査 (事前調査) (診断)	<p>設備の状況及び問題点を把握するために関係機関から事前に既存資料収集や聞き取り調査を行う。</p> <p>これにより、現地での機能診断調査項目を決定し、健全度評価及び劣化対策等に必要となる情報を収集・整理する。</p> <p>なお、資料収集に際しては農業水利ストック情報データベースを活用し、設備の経歴、使用環境、地域特性等の情報を収集、整理する。</p>	○
2 概略診断 概略診断調査 (診断)	<p>事前調査及び現地踏査により得られた情報をもとに、目視、触覚、聴覚等人間の五感による判断と付属計器類の指示値、簡易計測器の測定値、日常・定期点検記録や整備・補修記録及び、操作記録等から設備の状態、機能を確認する。</p> <p>なお、概略診断で健全度の把握ができない場合は詳細診断へ移行する。</p> <p>また、詳細診断を行う場合は監督職員と協議するものとする。</p>	○

2 設計業務

(1) 土木及び建築（山王海ダムー取水トンネル）

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 業務準備（診断）	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	○
2 資料調査（診断）	施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。	○
3 問診調査（診断）	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	○
4 健全度評価（診断）	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。	○
5 農業水利ストック情報データの入力及び登録	上記の作業において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	○
6 設計計画	更新・補修に係る工法比較を行い補修等工法を決定する。	○
7 図面作成	（1）補修構造図 近接目視調査及び健全度評価に基づき補修に係る詳細図を作成する。 （2）構造図 トンネル部について、全断面の補修に関する構造一般図等の詳細図面を作成する。 また、放流設備室について、建築物の補修に関する構造一般図等の詳細図面を作成する。 （3）平面縦断図 平面縦断図に補修範囲、補修方法等を記入する。 （4）仮設図 下記の施工計画に基づく仮設図を作成する。	○
8 数量計算	工区毎、施工工法区分毎、タイプ毎の補修材料、仮設工材料等の詳細な数量計算を行う。	○
9 施工計画	施工基本方針の検討、補修計画、補修に必要な仮設計画、全体工程計画等を作成する。	○
10 特別仕様書作成	提示する類似の工事の例を見本として、特別仕様書（工事数量表を含む）を作成する。	○
11 積算参考資料作成	（1）積算資料及び施工単価条件資料の作成 各工種において、積算の根拠（施工歩掛、施工機械の選定等）資料及び施工単価条件の選定資料等を作成する。 （2）特別単価作成 単価を作成する際、土地改良工事積算基準及び工事工種体系が定められていない工種で、各歩掛を組み合わせ構成した方が適切な場合には特別単価の作成を行う。 （3）標準積算システム入力 事業（務）所において、標準積算システムを利用して積算書を作成する。	○
12 総合検討	前項までの作業について総合的に検討し、工事実施のための点検を行う。	○
13 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
14 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○

(2) 土木（葛丸上流頭首工－導水トンネル）

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 業務準備（診断）	調査対象施設の周辺の地形、現況、諸施設について調査し、業務実施計画書策定のために必要な現地調査を行う。	○
2 資料調査（診断）	施設完成時の設計図書及び施設管理記録、地域特性に係る資料等を収集・整理し診断評価の基礎材料とする。	○
3 問診調査（診断）	施設管理者等から日常利用、操作等の不具合・変状箇所・事故履歴・補修履歴等について聞き取り調査を行い、施設機能に関する課題、問題点を把握・整理する。	○
4 健全度評価（診断）	調査結果に基づき、調査単位毎に施設の健全度の判定を行う。	○
5 農業水利ストック情報データの入力及び登録	上記の作業において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	○
6 設計計画	更新・補修に係る工法比較を行い補修等工法を決定する。	○
7 図面作成	(1) 補修構造図 近接目視調査及び健全度評価に基づき補修に係る詳細図を作成する。 (2) 構造図 全断面の補修に関する構造一般図等の詳細図面を作成する。 (3) 平面縦断図 平面縦断図に補修範囲、補修方法等を記入する。 (4) 仮設図 下記の施工計画に基づく仮設図を作成する。	○
8 数量計算	工区毎、施工工法区分毎、タイプ毎の補修材料、仮設工材料等の詳細な数量計算を行う。	○
9 施工計画	施工基本方針の検討、補修計画、補修に必要な仮設計画、全体工程計画等を作成する。	○
10 特別仕様書作成	提示する類似の工事の例を見本として、特別仕様書（工事数量表を含む）を作成する。	○
11 積算参考資料作成	(1) 積算資料及び施工単価条件資料の作成 各工種において、積算の根拠（施工歩掛、施工機械の選定等）資料及び施工単価条件の選定資料等を作成する。 (2) 特別単価作成 単価を作成する際、土地改良工事積算基準及び工事工種体系が定められていない工種で、各歩掛を組み合わせ構成した方が適切な場合には特別単価の作成を行う。 (3) 標準積算システム入力 事業（務）所において、標準積算システムを利用して積算書を作成する。	○
12 総合検討	前項までの作業について総合的に検討し、工事実施のための点検を行う。	○
13 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
14 点検取りまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	○

(3) 機械設備等（山王海ダムー取水トンネル（流量調節装置等））

作業項目	作業内容	作業実施欄
1 事前調査（診断）	設備の状況や問題点等を把握するために、関係機関から事前に既存資料収集や聞き取り調査等を行う。 これにより、現地での機能診断調査項目を決定し、健全度評価や劣化対策等に必要となる情報を収集・整理する。 なお、資料収集に際しては農業水利ストック情報データベースを活用し、設備の経歴、使用環境、地域特性等の情報を収集、整理する。	○
2 現地調査（設計）	関連する土木構造物及び施工条件等の設計に必要な内容について調査を行う。	○
3 概略診断 機能診断評価（診断） （健全度評価）	概略診断調査の結果により、部位毎及び設備全体の健全度評価を行い、詳細診断調査の必要性を判断する。	○
4 農業水利ストック 情報データの入力及び 登録	上記の作業において作成した資料により農業水利ストック情報データベースの入力及び登録を行う。	○